

川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業

入札説明書

(修正版)

平成 20 年 7 月 10 日
(平成 20 年 9 月 17 日修正)

川 崎 市

目次

1	入札説明書の定義	1
2	事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	施設の概要等	2
(3)	事業目的	2
(4)	事業内容	2
(5)	事業期間等	3
(6)	事業方式	4
3	応募に関する条件等	5
(1)	入札参加者が備えるべき資格	5
(2)	応募に関する留意事項	7
(3)	入札スケジュール	8
(4)	入札手続等	9
(5)	入札にあたっての留意事項	13
4	落札者の選定	14
(1)	落札者の選定方法	14
(2)	審査委員会の設置	14
(3)	審査の方法	15
(4)	審査項目	15
(5)	落札者の決定	15
(6)	審査結果及び評価公表	15
(7)	事務局	15
5	提示条件	16
(1)	事業フレーム	16
(2)	市の支払いに関する事項	16
(3)	選定事業者の収入	17
(4)	選定事業者の事業契約上の地位	17
(5)	入札保証金及び契約保証金	17
(6)	保険	18
(7)	市と選定事業者の責任分担	19
6	事業実施に関する事項	21
(1)	市による本事業の実施状況の確認	21
(2)	事業期間中の選定事業者と市の関わり	21
7	契約の考え方	22
(1)	基本協定の締結	22

(2) 契約手続き	22
(3) 契約の概要	22
(4) 入札価格と契約金額	22
(5) 議会の議決	22
8 その他	23
(1) 基本協定に違反した場合の取扱い	23
(2) 特定事業の選定の取消し	23
(3) 参加資格確認基準日以降の取扱い	23
(4) 情報公開及び情報提供	23

別紙1 予定対象校及び教室数

別紙2 学校現地見学指定日・指定時間一覧

別紙3 現地見学の実施に関する留意事項等

別紙4 サービス対価について

本文中の以下の用語については、下記のように定義する。

- 1 特定事業の選定 : PFI 法第 6 条に基づき、基本方針および実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することを指す。
- 2 公共施設等 : PFI 法第 2 条第 1 項に掲げられた施設（設備を含む）を指す。
- 3 選定事業者 : 本事業について市と事業契約を締結し、事業を実施するものを指す。
- 4 設計・施工期間 : 本事業について空気調和設備等の設計・施工を行い、施設を引き渡すまでの期間を指す。
- 5 維持管理期間 : 選定事業者が空気調和設備等の維持管理を行う期間を指す。
- 6 サービス対価 : 選定事業者が本事業において行うサービスの提供に対して、市が支払う対価を指す。
- 7 要求水準書 : 本業務の遂行において市が選定事業者に要求する業務水準などを示す書類を指す。
- 8 入札説明書等 : 入札公告時に市が示す書類一式を指す。入札説明書に加えて別添資料（要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）がある。
- 9 入札参加者 : 入札に参加するものを指す。
- 10 構成員 : 入札参加者のうち、特別目的会社に出資するものを指す。
- 11 協力企業 : 入札参加者のうち、構成員以外のものを指す。
- 12 特別目的会社 : 本事業の実施を目的として落札者により設立される会社を指す。
- 13 審査委員会 : 事業実施に必要となる事項の検討について市に助言を与えたり、事業提案書の審査を行ったりすることを目的として、学識経験者などで構成される委員会を指す。

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、川崎市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に配布するものである。

事業の基本的な考え方については、平成20年5月14日に公表した実施方針、平成20年5月23日に公表した要求水準書（案）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）に対する質問回答書（平成20年6月20日公表）及び意見を踏まえて、本入札説明書及び別添資料（以下「入札説明書等」という。）を作成しているため、入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出すること。

別添資料の「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」は、本入札説明書と一体のものとする。なお、入札説明書等と実施方針等及び質問回答書に相違がある場合は、本入札説明書の規定が優先するものとする。本入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び質問回答書によることとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業

(2) 施設の概要等

選定事業者は、別紙 1「予定対象校及び教室数」に示す川崎市内の小学校及び聾学校 90 校の 1929 教室を本事業の対象として、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備等を設置し、維持管理等を行うものとする。

(3) 事業目的

本市では、教育環境快適化事業の一環として、市立小学校及び聾学校の全ての普通教室に冷房設備を設置し、平成 22 年度からの稼働を目指している。学校の 2 学期制導入に伴う夏季の授業日数の増加、気温上昇や児童生徒の生活環境の変化を受け、より快適な教育環境を提供するため、市立小学校 90 校（聾学校を含む）について、全普通教室に冷房設備を設置するものである。

数多くの普通教室に冷房設備を一定期間に一括して整備することにより、学校間の公平性を確保するほか、財政負担の軽減と平準化をはかり、環境負荷の低減にも配慮するために、民間の資金及び技術的・経営的能力を最大限に利用する PFI 手法を活用し、児童生徒に安全で快適な教育環境を提供することを事業目的としている。

(4) 事業内容

選定事業者は、以下の業務を行うものとする。

ア 空気調和設備等の設計業務

- (ア) 空気調和設備等の設計のための現況調査業務
- (イ) 空気調和設備等の施工に係る設計業務（図面の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

イ 空気調和設備等の施工業務

- (ア) 空気調和設備等の施工業務（施工業務には、当該空気調和設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- (イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

ウ 空気調和設備等の工事監理業務

- (ア) 空気調和設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

エ 空気調和設備等の所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への空気調和設備等の所有権の移転業務

オ 空気調和設備等の維持管理業務

- (ア) 事業期間にわたる空気調和設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (イ) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- (ウ) 空気調和設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空気調和設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- (オ) その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとする。空気調和設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空気調和設備等の移設等業務

- (ア) 対象となる小学校等の統廃合、改修工事等により空気調和設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の空気調和設備等の移設等業務
- なお、上記の空気調和設備等の移設等業務にかかる費用については、市の負担とする。

(5) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

ア 事業期間

- (ア) 設計・施工期間

本契約の日から平成 21 年 8 月 23 日まで

- (イ) 供用開始

平成 21 年 8 月 24 日から

- (イ) 維持管理期間

平成 21 年 8 月 24 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（約 12 年間 7 か月）

イ 契約等の締結

- (ア) 仮契約

平成 21 年 2 月を予定している。

(イ) 本契約（議会の議決）

平成 21 年 3 月を予定している。

(6) 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI 法に基づき、自らの資金で空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、市に空気調和設備等の所有権を移転し、維持管理期間を通して空気調和設備等の維持管理業務等を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

3 応募に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき資格

ア 入札参加者の構成等

(ア) 本事業の入札参加者は、空気調和設備等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げない。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）において施工業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一となることは認めない。

(イ) 入札参加者のうち、「3 (1) カ」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する者を構成員とし、構成員以外の者（SPC から直接業務を受託し又は請け負う者）を協力企業として位置付けること。

(ウ) 入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業を定め、必ず代表企業が手続を行うこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者は、いずれも次の要件を満たすこと。

(ア) 平成 19・20 年度競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。詳細は財政局契約課に問い合わせること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(ウ) 参加表明書の提出日から入札日までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可された者（施工業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた建設業法に基づく経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者）を除く。）でないこと。

(オ) 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(カ) 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同様とする。

(キ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社東畑建築事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所

並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

(ク) 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行う者は、上記「3（1）イ」の要件のほか、それぞれ次の要件をすべて満たすこと。なお、有資格業者名簿の登録についてはいずれも参加資格確認日までに行うものとし、詳細は財政局契約課に問い合わせること。

(ア) 「空気調和設備等の設計業務」を行う者の要件

- ・常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある、設備設計1級建築士資格取得講習修了者を有していること。
- ・市の平成19・20年度の業務委託有資格業者名簿において「10 建築設計」または「11 設備設計」に登録されていること。
- ・平成10年度以降に、完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備の設計の元請としての実績を有していること。

(イ) 「空気調和設備等の施工業務」及び「空気調和設備等の移設等業務」を行う者の要件

- ・少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ・少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が950点以上であること。
- ・市の平成19・20年度の工事請負有資格業者名簿において、「15 空調・衛生」に登録されていること。
- ・平成10年度以降に、完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

(ウ) 「空気調和設備等の工事監理業務」を行う者の要件

- ・常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ・市の平成19・20年度の業務委託有資格業者名簿において「10 建築設計」または「11 設備設計」に登録されていること。
- ・平成10年度以降に、完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の空気調和設備の工事監理の実績を有していること。

(エ) 「空気調和設備等の維持管理業務」を行う者の要件

- ・維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- ・市の平成 19・20 年度の業務委託有資格業者名簿において、「19 施設維持管理」に登録されていること。
- ・平成 10 年度以降に連続して 5 年以上の期間、室内機 10 台以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上の空気調和設備の維持管理業務の実績を有していること。

エ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加資格確認通知日とする。ただし、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、入札日までの期間に、「3 (1) イ」及び「3 (1) ウ」において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合には、入札に参加することができない。

オ 構成員等の変更

入札参加者の構成員及び協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

カ 特別目的会社の設立に関する要件

- (ア) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する SPC を設立すること。SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社とする。
- (イ) SPC への出資は入札参加者の構成員によって行なうこと。なお、代表企業は SPC の最大出資者となること。
- (ウ) すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- (エ) SPC の本店所在地は川崎市内とすること。

(2) 応募に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等（本入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い・著作権

(ア) 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表

時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

キ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページに公表する。市のホームページのアドレスは、本入札説明書末に記載の「入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照のこと。以下同様とする。

日程	内容
平成20年 7月10日	①入札公告（入札説明書等の公表）
7月17日	②入札説明書等の説明会の開催
7月10日～18日	③現地見学会参加の申し込み
7月10日～22日	④入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
8月11日	⑤入札説明書等に関する質問及び回答の公表（第1回）

7月28日～8月12日	⑥現地見学会の実施
8月13日～25日	⑦入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
9月17日	⑧入札説明書等に関する質問及び回答の公表（第2回）
9月26日	⑨参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
10月9日	⑩資格確認通知書の発送
11月13日	⑪入札
12月中旬	⑫落札者の決定
12月下旬	⑬基本協定の締結
平成21年 2月上旬	⑭仮契約の締結
3月下旬	⑮契約に関する議会の議決

（４）入札手続等

ア 入札公告（入札説明書等の公表）（①）

市は、入札公告と同時に、市のホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、CD-Rにより入札説明書等の説明会において直接希望者に交付するので、希望者は入札説明書等の説明会参加申込時に併せて申請すること。各社1部のみとする。

（ア）交付書類

以下の書類を直接希望者に交付する。なお、以下の書類は、あくまで参考資料として交付するものであり、資料の内容と実際の状況との整合について、市が保証するものではないことに留意すること。

- a 対象校・対象教室図示図面
- b 対象校・対象教室別特記事項一覧表
- c 対象校別単線結線図
- d 対象校別受電容量・契約電力一覧表
- e 対象校別エネルギー消費量一覧表（平成18年度の実績値）
- f モデル校 CAD 図面データ（DWG、DXF、PDF）
- g これまでの空調設置事業における設計図・標準図

（イ）交付場所 入札説明書等の説明会会場

イ 入札説明書等の説明会の開催（②）

入札説明書等の内容について、下記により説明会を開催するので、入札に参加しようとする者は必ず出席すること。

- (ア) 開催日時 平成 20 年 7 月 17 日 (木) 10 : 30 より
- (イ) 開催場所 川崎市教育文化会館 3 階第 4 会議室
〒210 - 0011 川崎市川崎区富士見 2 - 1 - 3
- (ウ) 参加者 本事業に参加を希望する民間企業とし、1 社 3 名までとする。
- (エ) 申込方法 (様式集 様式 0-1)「入札説明書等説明会参加申込書」により E-mail 又は郵送で申込むこと。(文書形式は Microsoft-Word とする。)
- (オ) 申込先 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課
〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
E-mail : 88sisetu@city.kawasaki.jp
- (カ) 申込期限 平成 20 年 7 月 15 日 (火) 17 : 00 まで
- (キ) 留意事項 説明会当日は入札説明書等を配布しないため、市のホームページからダウンロードして持参すること。また、会場には説明会用の駐車場を設けないため、車での来場は避け、公共交通機関等を利用すること。

ウ 現地見学会の申し込み (③) 及び現地見学会の実施 (⑥)

入札に参加しようとする事業者を対象に、現地見学会を実施する。対象校ごとの現地見学会可能日の設定や現地見学会の手続き及び留意事項等の詳細は別紙 2「学校現地見学会指定日・指定時間一覧」及び別紙 3「現地見学会の実施に関する留意事項等」を確認のこと。

- (ア) 現地見学期間 平成 20 年 7 月 28 日 (月) ~ 平成 20 年 8 月 12 日 (火)
- (イ) 開催場所 各対象校において開催する。なお、対象校ごとに 2 日の見学会を設けている。
- (エ) 申込方法 (様式集 様式 0-2)「現地見学会参加申込書」、(様式集 様式 0-3)「現地見学会 各校別参加者届出書」により E-mail 又は郵送で申込むこと。(文書形式は MicrosoftWord (様式 0-2)、Microsoft-Excel (様式 0-3) とする。)
- (オ) 申込先 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課
〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
E-mail : 88sisetu@city.kawasaki.jp
- (カ) 申込期限 平成 20 年 7 月 18 日 (金) 17 : 00 まで
- (キ) 留意事項 現地見学会当日は資料を配布しないため、各事業者において持参すること。見学には身分証明書を提示のうえ入校し、校内では企業名を記載した腕章を着用すること。また、校内での教育活動に支障のないよう留意すること。なお、校内には見学会用の駐車スペースは確保しない。

エ 第 1 回入札説明書等に関する質問の受付 (④)、質問及び回答の公表 (⑤)

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。

- (ア) 受付期間 平成 20 年 7 月 10 日 (木) ~ 7 月 22 日 (火)
- (イ) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、(様式集 様式 1-1)「入札説明書等に関する質

問書」に記入の上、E-mail 又は郵送（フロッピーディスク添付）で提出すること。（文書形式は Microsoft-Excel とする。）

(ウ) 提出先 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

E-mail : 88sisetu@city.kawasaki.jp

(エ) 回答方法 平成 20 年 8 月 11 日に市のホームページで公表する。

なお、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

オ 第 2 回入札説明書等に関する質問の受付 (⑦)、質問及び回答の公表 (⑧)

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。

(ア) 受付期間 平成 20 年 8 月 13 日 (水) ~ 8 月 25 日 (月)

(イ) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、(様式集 様式 1-1)「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、E-mail 又は郵送（フロッピーディスク添付）で提出すること。（文書形式は Microsoft-Excel とする。）

(ウ) 提出先 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

E-mail : 88sisetu@city.kawasaki.jp

(エ) 回答方法 平成 20 年 9 月 17 日に市のホームページで公表する。

なお、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

カ 参加表明書等の受付 (⑨)

本事業への入札参加希望者は、参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照のこと。

(ア) 提出日時 平成 20 年 9 月 26 日 (金) 9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 00

(イ) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、平成 20 年 9 月 25 日 (木) 17 : 00 必着とし、表に「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業に係る参加表明書等在中」と朱書きして郵送（配達証明付）すること。

(ウ) 提出先 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

キ 資格確認通知書の発送 (⑩)

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、応募者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査を行った結果を平成 20 年 10 月 9 日 (木) に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を

受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

ク 入札書及び事業提案書類の受付 (㊦)

資格審査通過者は、次により入札書及び事業提案書類を提出する。事業提案書類の作成については、様式集に従うこと。

(ア) 入札書及び事業提案書類の提出方法

- a 提出日時 平成20年11月13日(木) 10:00~11:00
- b 提出場所 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
- c 入札価格 入札価格は、別紙4「サービス対価について」に示すサービス対価(消費税及び地方消費税を含む)から金利相当分を除いた額に105分の100を乗じた額に、金利相当額を加えた額とする。入札価格が、市が設定した予定価格を超えている場合は失格となり、その場で当該入札参加者に通知する。
- d 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
郵送の場合は、平成20年11月12日(水) 17:00必着とし、表に「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業にかかる提案書類在中」と朱書きして郵送(配達証明付)すること。

(イ) 開札

- a 開札日時 平成20年11月13日(木) 11:30
- b 開札場所 川崎市教育委員会 総務部 教育施設課
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

カ 資料の閲覧について

以下により、川崎市教育委員会にて資料の閲覧期間を設ける。

(ア) 閲覧期間

- a 入札説明書 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- b 要求水準書 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- c 落札者決定基準 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- d 様式集 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- e 基本協定書(案) 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- f 事業契約書(案) 平成20年7月11日(金)~7月18日(金)
- g 入札説明書等に関する質問への回答
(第1回) 平成20年8月12日(火)~8月18日(火)
(第2回) 平成20年9月18日(木)~9月25日(木)

(イ) 閲覧時間

市の開庁日の9:00~17:00。ただし、12:00~13:00を除く。

(ウ) 閲覧場所

川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階 電話 044-200-2772

(5) 入札にあたっての留意事項

ア 一般的注意事項

- ・入札書（様式集 様式4-1～3）は、封筒に入れ密封し、入札場所に持参すること。
- ・入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・入札時には身分を証明できるものを持参すること。グループで参加する場合は、代表者のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（様式集 様式3-5）を併せて持参すること。
- ・入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- ・開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- ・提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、結果を入札参加者に通知する（グループの場合は、グループの代表者に通知する）。
- ・参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式集 様式3-6）を参加表明書等の提出先宛てに送付すること。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・参加表明書提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える入札参加者が行った入札
- ・参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札
- ・参加資格のない者又は資格確認通知書を受領しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・入札者が談合した入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・電送及び電話による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

ウ 予定価格

予定価格は以下のとおりである。市の算定根拠は公表しない。

4,920,377,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

(2) 審査委員会の設置

市は、落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて落札者選定基準に基づき審査を行うものとする。審査委員は次のとおりである。審査委員会は非公開で行うものとする。

なお、審査委員会を通じて地方自治法施行令第167条の10の2に規定する学識経験者の意見を聴取する。

委員名（敬称略）	役職等
安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
宮沢 龍雄	東京大学大学院工学系研究科非常勤講師
柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科准教授
牧田 好央	川崎市立小学校長会顧問
野村 謙一郎	川崎市財政局財政部長
伊藤 弘	川崎市教育委員会総務部長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりすることなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

(3) 審査の方法

審査委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。また、審査の過程においてヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者（代表企業）に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(4) 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

(5) 落札者の決定

市は、審査委員会により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

(6) 審査結果及び評価公表

審査の結果及び評価は、市のホームページ等を通じて公表する。

(7) 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

川崎市川崎区宮本町6番地

5 提示条件

(1) 事業フレーム

ア 事業の遂行

- (ア) 平成 21 年 8 月 23 日までに設計・施工業務を完了の上、市に本設備を引き渡すこと。
- (イ) 入札説明書等、事業者提案書類その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に
行うこと。

イ 債権の取扱い

(ア) 債権の譲渡

市は、選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

(イ) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

ウ 協議事項

(ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

(ウ) その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、国庫交付金を充当することを予定しているので、選定事業者は、市の申請手続に協力するものとする。

(2) 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を選定事業者
者に支払う。サービス対価の構成、支払方法等については別紙 4 「サービス対価について」
に示す。

(3) 選定事業者の収入

市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、空気調和設備等の所有権移転業務に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」）及び空気調和設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」）を支払う。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、別紙4「サービス対価について」を参照のこと。

ア 設計・施工等のサービス対価

空気調和設備等の設計・施工等のサービス対価については、一部に国庫交付金の充当を予定しており、設計・施工等のサービス対価のうち、設備整備費相当一括支払分として設備整備費の2分の1を、初年度の対価として所有権移転後、平成22年3月31日に一括して支払い、残りを事業の2年度以降に年2回の割賦方式にて支払う。

イ 維持管理のサービス対価

空気調和設備等の維持管理のサービス対価については、初年度は当該会計年度の終了後、出納閉鎖の日までに当該年度分を支払い、事業の2年度以降は事業期間の終了まで年2回ずつ支払う。

(4) 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金として、以下のa及びbの合計金額を事業契約締結時に納付する。

a 設備整備費相当額（別紙4「サービス対価1+サービス対価2」）の10%以上

b1 事業年度の維持管理費相当額（別紙4「サービス対価3」）の10%以上

(イ) 契約保証金の納付に代わる以下の方法も可能とする。

a 契約保証金が免除される場合

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出する）
- ・SPCを被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定する）

b 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- ・国債（額面金額の90%に相当する金額が上記（ア）に規定する契約保証金額以上であることを要する）

- ・川崎市債（上記（ア）に規定する契約保証金額以上の額面金額のもの）
- ・本市以外の公債証券及び市長が適当と認める有価証券（額面金額の80%に相当する金額が、上記（ア）に規定する契約保証金額以上であることを要する）
- ・金融機関の保証

（ウ）上記（ア）a に規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還する。

（エ）上記（ア）b に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。

（オ）履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、運営・維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記（ア）に規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

（6）保険

選定事業者または選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。なお、事業者提案書類において要件以上の内容の提案をした場合には、選定事業者はその提案の内容の保険契約を締結するものとする。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、選定事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

ア 施工期間

（ア）設備工事保険

- ・保険契約者：選定事業者または選定事業者から本設備の施工業務を請け負った者
- ・被保険者：選定事業者及び選定事業者から本設備の施工業務を請け負った者
- ・保険の対象：本設備の施工工事
- ・保険期間：工事着手予定日を始期とし、本設備の引渡し予定日を終期とする
- ・保険金額：施工工事費
- ・補償する損害：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・免責金額：1事故あたり100,000円以下
- ・その他：市を追加被保険者とする

（イ）第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・保険契約者：選定事業者または選定事業者から本設備の施工業務を請け負った者
- ・被保険者：選定事業者及び選定事業者から本設備の施工業務を請け負った者
- ・保険期間：工事着手予定日を始期とし、本設備の引渡し予定日を終期とする
- ・てん補限度額：身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
- ・財物賠償－1事故あたり1億円以上
- ・免責金額：1事故あたり100,000円以下

- ・補償する損害：本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・その他：市を追加被保険者とする

イ 維持管理期間

(ア) 請負業者賠償責任保険

- ・保険契約者：選定事業者または選定事業者から本設備の維持管理業務の委託を受けた者
- ・被保険者：市、選定事業者及び選定事業者から本設備の維持管理業務の委託を受けた者
- ・保険の対象：業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・保険期間：維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする
- ・てん補限度額：身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
- ・財物賠償－1事故あたり1億円以上
- ・免責金額：1事故あたり100,000円以下

ウ 留意事項

- (ア) 選定事業者又は選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。
- (イ) 選定事業者又は選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- (ウ) 選定事業者又は選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

(7) 市と選定事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等をふまえた選定事業者による事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

6 事業実施に関する事項

(1) 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認する。モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業者提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「事業契約書（案）」を参照すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

ア 本事業は、選定事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

イ 市は、原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

ウ 資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

7 契約の考え方

(1) 基本協定の締結

落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとする。

(2) 契約手続き

ア 落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 21 年 2 月上旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意すること。

イ 落札者は、仮契約の締結までを目途に SPC を設立する。

ウ 仮契約は、川崎市議会で議決を得たときに本契約となる。

(3) 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業者提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

(4) 入札価格と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）から金利相当分を控除した額に 100 分の 105 を乗じた額に、金利相当分を加えた額を契約金額とする。

(5) 議会の議決

事業契約締結の議案は、平成 21 年 3 月市議会に上程する予定である。

8 その他

(1) 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、この協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか当該事実が判明したときから最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(2) 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者がいない、若しくはいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市のホームページ等で公表する。

(3) 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日以降、落札者の決定日までに、入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが指名停止等に該当する場合には、原則として、当該入札参加者は失格となる。

また、落札者決定から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が指名停止等に該当する場合、市は落札者と基本協定を締結せず、又は落札者の設立した特別目的会社と事業契約を締結しないことがある。

(4) 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を市ホームページを通じて適宜行う。

[入札説明書等に関する問合せ先]

川崎市教育委員会 総務部 教育施設課

〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町6番地

電話：044-200-2772

E-mail：88sisetu@city.kawasaki.jp

本入札説明書は市のホームページに掲載している。

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/air-con/air-con-index.html>